

自己啓発動画学習サービス提供
提案競技実施要領

令和8年2月

福岡市総務企画局人事部研修企画課

1 事業名称

自己啓発動画学習サービス提供

2 募集内容、仕様、その他詳細

資料3「自己啓発動画学習サービス提供 仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照すること。なお、1事業者1提案とし、複数の提案は認めない。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

※令和9年度以降は、当該年度における本事業の予算配当があること及び前年度業務の履行状況が良好であった場合に限り、令和8年度を含む3年を上限に、福岡市は当該契約の相手と単年度ごとに随意契約を締結することを可能とする。

4 契約上限金額

1, 881, 000円(消費税及び地方消費税相当額含む)

※提案価格が契約上限金額を超える場合は失格とする。

※本事業の実施及び事業費は、令和8年度の予算成立をもって確定する。

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 募集開始/質問受付開始 | 令和8年2月19日(木) |
| (2) 質問書提出期限(最終) | 令和8年2月26日(木) 17時 |
| (3) 質問書への回答(最終) | 令和8年3月4日(水) |
| (4) 参加申込書提出期限 | 令和8年3月5日(木) 17時 |
| (5) 提案書提出期限 | 令和8年3月10日(火) 17時 |
| (6) 参加辞退届提出期限 | 令和8年3月10日(火) 17時 |
| (7) プレゼンテーション | 令和8年3月19日(木) 午前 予定 |
| (8) 最優秀提案者決定・結果通知 | 令和8年3月23日(月) 予定 |
| (9) 契約締結 | 令和8年4月1日(水) 予定 |

※本提案競技に関する説明会は実施しない。

6 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければ、この提案競技に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

7 提案競技実施要領（本紙）等の配布

(1) 配布期間

令和8年2月19日（木）から令和8年3月5日（木）17時まで

(2) 入手方法

福岡市ホームページから入手すること。

【掲載場所】

福岡市ホームページ>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、提案競技等>募集状況>「自己啓発動画学習サービス提供」提案競技の実施について

8 参加申込

本提案競技に参加を希望する場合は、上記6の参加資格を確認し、下記のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月5日（木）17時

(2) 提出方法

下記20の問い合わせ、提出先に持参、郵送又は電子メールで提出すること。

持参の場合は、土日祝日を除く10時から17時まで。郵送の場合は特定記録又は簡易書留とし、提出期限までに必着のこと。電子メールで提出する場合、原本が必要な書類はそのスキャンデータでの提出も受け付けるが、提案書等の提出時に原本を併せて提出すること。

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出書類

以下、ア～サの書類を提出すること。（サは該当する場合のみ）

イ～エについては、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者で、当該登録の有効期間内にこの提案競技の公示日、又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、イ～クの提出を免除する。

ア 提案競技参加申込書（様式第1号）

イ 登記事項証明書

注1）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

ウ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1）福岡市内に本店又は支店等の事業所を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

エ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2）証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

オ 委任状（様式第2号）

注1）この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式第2号により委任状を作成して提出すること。

カ 誓約書（様式第3号）

注1）様式第3号に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

キ 役員名簿（様式第4号）

注1）様式第4号に、代表者及び役員（オの委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

注2）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

ク 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1）直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

ケ 会社概要

注1）事業概要がわかるパンフレットでも可。

コ セキュリティ認証を取得していることが分かる証明書

注1）仕様書の「4業務内容（4）保守・サポート体制の提供」に記載の認証を取得していることが分かる証明書（写し等）を提出すること。

サ 地場中小企業に関する申立書（様式第5号）

注1）福岡市に主たる事務所を有しており、かつ中小企業（※1）（みなし大企業（※2）を除く）である場合に提出すること。

※1 中小企業とは、中小企業基本法に定める「中小企業者」の定義による（個人は除く）。

※2 みなし大企業とは次の(i)～(v)に該当する者をいう。

- (i) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- (ii) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- (iii) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (iv) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(i)～(iii)に該当する中小企業が所有している中小企業
- (v) (i)～(iii)に該当する中小企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業

9 参加資格の確認

- (1) 提案競技参加資格確認の結果と提案書審査（「12 提案書等の提出」に記載）の有無は、令和8年3月9日（月）までに担当者宛に電子メールで通知する。
- (2) 期限までに参加申込書等を提出しなかった者及び参加資格がないと確認された者は、この提案競技に参加することはできない。

なお、参加資格があると確認された者であっても、当該確認後、上記6の参加資格を満たさないことが明らかになったときは、参加資格を取り消すことがある。

10 提案競技に関する質問及び回答

- (1) 質問の方法

「提案競技質問書（様式第7号）」の様式により、下記20の問い合わせ、提出先への電子メールでのみ受け付ける。未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡すること。

また、メールの件名は「【自己啓発動画学習サービス提供】企画提案に関する質問（事業者名）」とすること。

- (2) 質問書提出期限

令和8年2月26日（木）17時

- (3) 質問書への回答

質問書に対する回答は、令和8年3月4日（水）までに福岡市ホームページに掲載する。

【掲載場所】

福岡市ホームページ>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、提案競技等>質問と回答

11 参加辞退

参加申込書を提出した後で、参加を辞退する場合は、下記のとおり参加辞退届を提出すること。

(1) 提出期限、提出方法

令和8年3月10日（火）17時までに、下記20の問い合わせ、提出先に持参、郵送又は電子メールで提出すること。

(2) 提出書類

提案競技参加辞退届（様式第8号）

12 提案書等の提出

上記9の参加資格の確認による参加資格認定通知を受けた提案競技事業者は、提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月10日（火）17時

(2) 提出方法

下記20の問い合わせ、提出先に、持参又は郵送で提出すること。

また、あわせてデータも電子メールで提出すること。

持参の場合は、土日祝日を除く10時から17時まで。郵送の場合は特定記録又は簡易書留とし、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出部数

正本1部、副本1部

(4) 提出書類

【資料2】提案書作成要領を参照のうえ作成すること。

(5) 提案書審査について

参加資格を有する提案者が4社以上となった場合は、提案書の内容について事務局で審査（提案書審査）を行い、評価の高い3社程度を選定してプレゼンテーションへの参加者とする。提案書審査を行った場合の結果は、令和8年3月12日（木）までに参加申込書に記載された担当者宛に電子メールで連絡する。

13 プレゼンテーション（提案内容説明会）及び質疑応答

提案書の提出後、提案競技参加者によるプレゼンテーション（提案内容説明会）及び質疑応答を実施する。

(1) 実施日（予定）

令和8年3月19日（木）午前

(2) 実施場所（予定）

Z o o mを使用したオンライン形式で実施

(3) 提案時間

各社20分程度とする。（提案説明10分、質疑応答10分程度を予定）

※当日の参加者数の状況によっては、提案説明時間、質疑応答時間が変更となる可能性がある。

(4) 各社の開始時刻等のプレゼンテーションの詳細については、令和8年3月12日（木）以降に、担当者宛に電子メールで連絡する。

(5) 注意事項

- ・出席者は1社あたり3名までとする。
- ・プレゼンテーションは、本事業の業務遂行責任者が行うこと。
- ・プレゼンテーションの画面に投影する資料は、提出した提案書等に準じた内容とすること。

14 選考

(1) 審査

提案競技参加者から提出された提案の審査は、本市が設置する選定委員会において、【資料1】評価項目表の内容で行い、最優秀提案者を選出する。

提案競技参加者が1事業者のみの場合は、各委員が付した評価点の合計が満点の6割を満たしていれば最優秀提案者とする。

(2) 選考結果

全てのプレゼンテーション（提案内容説明会）参加者の担当者宛に、令和8年3月23日（月）までに電子メールで通知する。

最優秀提案者名は、福岡市ホームページで公開する。

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (2) 結果に関わらず返却はしない。なお、提出書類は提案審査及び契約に至った場合に使用し、それ以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (3) 提案審査の事務に必要な場合、複製することがある。
- (4) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求められることがある。
- (5) 提案書を含む提出物について、情報公開請求があった場合は、福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて提案書の全部または一部を公開することがある。

16 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合等は、失格とする。

17 契約

選定委員会での選定に基づき、福岡市は最も優秀と認められる提案を決定する。その後、当該提案を行った参加事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きを行う。

18 委託における著作権等の権利の取扱い

- (1) この委託で制作された物（以下「制作物」という。）に係る著作権は福岡市に帰属するものとし、福岡市及び各主要事業における二次利用を可能とする。
- (2) 制作物の納品方法は、契約時に本市と受託者との協議の上決定する。
- (3) 福岡市は、制作物を他の広報物に利用できるものとする。また、福岡市が認める場合には、受託者は、第三者による制作物の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (4) 上記の場合において、受託者以外の著作権者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。

19 その他留意事項

- (1) 提案にかかる費用は、参加事業者が負担するものとする。
- (2) 審査結果に関する質問には回答しない。
- (3) 本提案競技に関して福岡市が配布した資料を、他の目的のために使用することは禁止する。
- (4) 本委託の全部または主たる部分を第三者に再委託することは禁止する。
- (5) 本委託業務の契約に際して、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金額を納付しなければならない。ただし、福岡市契約事務規則第25条に該当する場合は、契約保証金を免除することがある。

20 問い合わせ、提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所15階

福岡市総務企画局人事部研修企画課 担当：高野、篠原

TEL：092-716-8760（直通） 電子メール：kenshu.GAPB@city.fukuoka.lg.jp

21 添付資料

【資料1】評価項目表

【資料2】提案書作成要領

【資料3】自己啓発動画学習サービス提供 仕様書

(様式第1号) 提案競技参加申込書

(様式第2号) 委任状

(様式第3号) 誓約書

(様式第4号) 役員名簿

(様式第5号) 地場中小企業に関する申立書

(様式第6号) 自己啓発動画学習サービス提供 業務実績表

(様式第7号) 提案競技質問書

(様式第8号) 提案競技参加辞退届

(様式第9号) 自己啓発動画学習サービス提供 実施体制表